

2026年度 公益財団法人ナガワひまわり財団奨学生募集要項 (短大生・大学生・大学院生向け)

1. 特徴

- (ア) 公益財団法人ナガワひまわり財団(以下「この法人」という。)は、日本国内の短期大学・大学・大学院に在学する有意な学生等のうち、学術優秀、品行方正でありながら経済的理由により就学困難である者への奨学金給付を通じて、有意な人材の育成に寄与することを目的として設立されました
- (イ) この法人の奨学金に返還の義務はありません。また奨学金の給付を受けても、この法人の設立会社等への入社等の付帯義務を負うものではありません
- (ウ) 他団体の奨学金との併給も可能とします

2. 採用予定人数

短期大学(2年生)・大学(2年～4年)・大学院修士課程に在学する学生合計 55 名程度

3. 奨学金の給付月額、期間

	給付月額	期間(正規の最短修業期間)
短大生(2年)	30,000円	2026年4月より2027年3月まで
大学生(2年～4年)	30,000円	2026年4月より最長2029年3月まで
大学院生(修士課程)	30,000円	2026年4月より最長2028年3月まで

4. 採用基準

- (ア) 出願時に日本国籍を有し日本国内の短期大学(2年)・大学(2年～4年)・大学院修士課程に在学する者
- (イ) 出願する年度の4月現在、短期大学(2年)・大学(2年～4年)・大学院修士課程に在学する者
注) 大学学士5年制は除きます。
- (ウ) 2026年4月1日時点で、原則として短大生は満21歳以下、大学生は満23歳以下、大学院生は満25歳以下であること
- (エ) 成績要件及び収入要件は以下のとおりとする

【短大生】

(1) 成績要件

原則、前年度までの成績(GPA(Grade Point Average))が、3.00以上の者
[2年生]前年度1年間(1年生分)のGPAの標準が3.00以上

(2) 収入要件

- ・収入の種類、金額、世帯構成、通学形態、家庭の事情などを全て考慮するが、目安となる家計収入の上限は、給与収入世帯の場合は、世帯合計収入800万円未満、給与収入以外の世帯の場合は、自営業などその他所得400万円未満とする

【大学生】

(1) 成績要件

原則、前年度までの成績(GPA(Grade Point Average))が、3.00以上の者
[2年生]前年度1年間(1年生分)のGPAの標準が3.00以上
[3年生]1年生～2年生分の累計GPAの標準が3.00以上
[4年生]1年生～3年生分の累計GPAの標準が3.00以上

(2) 収入要件

- ・収入の種類、金額、世帯構成、通学形態、家庭の事情などを全て考慮するが、目安となる家計収入の上限は、給与収入世帯の場合は、世帯合計収入800万円未満、給与収入以外の世帯の場合は、自営業などその他所得400万円未満とする

【大学院】

(1) 成績要件

原則、前年度までの成績(GPA(Grade Point Average))が、3.00以上の者

[修士1年生]学部生1年生～4年生分の累計GPAの標準が3.00以上

[修士2年生]学部生1年生～4年生に加えて、修士1年生の累計GPAの標準が3.00以上

(2) 収入要件

- ・収入の種類、金額、世帯構成、通学形態、家庭の事情などを全て考慮するが、目安となる家計収入の上限は、給与収入世帯の場合は、世帯合計収入800万円未満、給与収入以外の世帯の場合は、自営業などその他所得400万円未満とする

(オ) 在学する学校長、学長、研究科・専攻長、指導教官等の推薦する者

(カ) 学費の支弁が困難と認められる者

(キ) 心身ともに優れている者

5. 提出書類

(ア) 提出書類

- ① 奨学生願書(所定様式による)
- ② 研究計画書またはゼミや授業で取り組んでいること(所定の用紙に記載のこと。5枚以内)
- ③ 収入(年収額)、所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告、あるいは所属市区町村発行の所得証明の写で可)
- ④ 在学証明書
- ⑤ 学業成績証明書(GPAが記載されているもの。学校がGPAを証明書に記載していない場合は、「10. GPAの算出について」をもとにして成績証明書の余白に応募者がGPAを計算し記載すること。推薦書(1通。学長、研究科・専攻長、指導教官)のうちいずれか1名により書かれたもの。また学校指定の書式を使用してください。 **※推薦書は所属の研究室に作成を依頼してください**

(イ) 提出期限

2026年5月11日(月)までにまでに下記 URL からエントリー、ご提出願います。

<https://nagawa-himawari.snar.jp/jobboard/apply.aspx>

***2024年度から申請者ご本人からの応募受け付に変更となっております。**

* 申請書の電子データが必要な場合は、<http://www.nagawa-himawari.or.jp> にアクセスし、募集要項よりダウンロードしてください

(ウ) 問合せ先

公益財団法人ナガワひまわり財団事務局(事務局 藤原・船田)

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-4-1 丸の内永楽ビルディング 22階

info@nagawa-himawari.or.jp

6. 選考

(ア) 書類選考及び面談(書類選考通過者)により総合的に勘案し決定します

(イ) 奨学生の合否通知は、7月上旬に本人宛に通知します

7. 奨学生の義務

(ア) 奨学生は、毎年4月20日、7月20日、10月20日、1月20日に近況報告書の提出する必要があります。さらに4月20日提出の際は近況報告書のほかに次年度の奨学金給付のため、学業成績表、在学証明書を理事長あてに提出(当財団システムよりアップロード)する必要があります

(イ) 奨学生は、休学・復学・転学・留年・退学・停学(その他処分)、氏名・住所の変更、留学のいずれかが発生した場合には、直ちに届け出る必要があります

(ウ) 奨学生は、奨学金給付後もこの法人の定めた書類を期日までに提出する必要があります

(エ) 成績不良、操行不良等、本財団奨学金給付規程に定める場合には、翌年度以降の奨学金給付を停止又は廃止する場合があります

8. その他

(ア) 奨学生に決定した方に対しては、7月から奨学金の給付を行います。応募書類は返却しません

(イ) 募集要項に記載された内容以外は、この法人奨学金給付規程の定めに拠ります

(ウ) 奨学金は、当法人指定銀行の口座に振込みます。指定銀行及び口座については奨学金給付合格者に対して改めてご連絡致します

9. 個人情報に関する取り組み

(ア) 提供された個人情報は、「公益財団法人ナガワひまわり財団個人情報保護方針」に従い適切に管理します

(イ) 提供された個人情報は、この法人において、奨学金の給付、奨学生に対する指導助言、その他この法人の目的を達成するために必要な範囲内で利用します

(ウ) 業務の遂行上必要な範囲で、提供された個人情報を外部の業務委託先に開示する場合があります。この場合、この法人は当該業務委託先と個人情報の取扱いに関する取決めを行い、個人情報保護に万全を期すよう努めます

(エ) 提供された個人情報に関する確認、質問及び変更等については、下記窓口へお問合せください
公益財団法人ナガワひまわり財団（事務局 藤原・船田）

info@nagawa-himawari.or.jp

10. GPAの算出について

(ア) 在学短期大学・大学が5段階評価か4段階評価かに応じて、表1の対応関係をもとに自身の短期大学・大学の評価をGPに換算し下記(イ)の通りGPAを算出すること

(イ) GPAの算出方法

$$GPA = \{ (4 \times GP4 \text{相当の単位数}) + (3 \times GP3 \text{相当の単位数}) + (2 \times GP2 \text{相当の単位数}) + (1 \times GP1 \text{相当の単位数}) + (0 \times GP0 \text{相当の単位数}) \} / \text{総単位数(全科目の単位の合計)}$$

(ウ) 合否判定のみの科目は算定から除外すること

表 1

評価とGP（グレードポイント）の対応関係

5段階評価の場合

評価の例	S	A	B	C	F	
	A+	A	B	C	F	
	秀	優	良	可	不可	
点数	100-90	89-80	79-70	69-60	59-0	(点)
GP	4	3	2	1	0	(ポイント)

4段階評価の場合

評価の例	A	B	C	---	D	
	優	良	可	---	不可	
点数	100-80	79-70	69-60	---	59-0	(点)
GP	4	3	2	1	0	(ポイント)

スケジュールイメージ

4月1日 募集開始
5月11日 応募書類締め切り
6月中旬 面接(書類選考通過者)
7月上旬 選考結果の通知
7月下旬 初回振込み